

小松島市 都市計画マスタープラン



～小松島市の都市計画に関する基本的な方針～



KOMATSUSHIMA

小松島市

序章

都市計画マスタープランについて

小松島市都市計画マスタープランの策定にあたり

近年の人口減少・少子高齢化の進行や自然災害の頻発、環境問題の深刻化など、本市を取り巻く環境は急激に変化してきております。

こうした本市を取り巻く環境が激変する中で、将来のあるべき姿を展望し、長期的な見通しを持った、持続可能なまちづくりの方針を示す必要があることから、今回、都市計画の総合的かつ一体的な指針となる小松島市都市計画マスタープランを策定いたしました。



本計画の策定にあたっては、市民に最も近い立場から、その創意工夫の下に市民の意見を反映するべく、まちづくりや防災分野の学識経験者、市内各種団体の代表者、公募市民など各方面でご活躍されている方々から構成する小松島市都市計画マスタープラン策定市民会議を中心に、アンケート調査、シンポジウム及びワークショップの開催、パブリックコメントの実施等を通じて、市民の皆様の積極的な市政への参加と協働により、「安全・安心・信頼のこまつしま」を基本理念とした魅力あるプランを取りまとめていただきました。

今後、このマスタープランを有効に活用し、市民の皆様と行政が一丸となって、「住んでよかった小松島」を実感できるまちづくりに取り組んでまいりますので、市民の皆様におかれましては、本計画の実現に向けて、より一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、ご尽力を賜りました策定市民会議委員の皆様、また、様々な機会を通じて貴重なご意見、ご提言を賜りました市民の皆様、小松島市議会議員並びに小松島市都市計画審議会委員をはじめ、関係者各位に心から厚く御礼申し上げます。

小松島市長 濱 田 保 徳

目 次

序 章 都市計画マスタープランについて	1
第1章 小松島市の現況と課題	6
1-1 位置・地勢.....	7
1-2 人口・産業の動向.....	8
1-3 土地利用の状況.....	14
1-4 都市施設の状況.....	16
1-5 都市づくりの課題	22
第2章 都市づくりの基本理念と目標	28
第3章 全体構想	32
3-1 将来都市構造	33
3-2 土地利用の方針	47
3-3 都市施設整備の方針	51
3-4 都市防災の方針	60
3-5 都市景観の方針	63
第4章 地域別構想	65
4-1 地域区分.....	66
4-2 地域別のまちづくり.....	68
①小松島・南小松島・北小松島・千代地域のまちづくり	68
②児安・芝田地域のまちづくり	78
③坂野・和田島・新開地域のまちづくり	87
④立江・櫛淵地域のまちづくり	97
第5章 計画推進に向けて	106
<資料編>	112
資料1 策定経過.....	113
資料2 市民アンケート調査.....	114
資料3 まちづくりワークショップ.....	135
資料4 用語解説.....	152

本文及び図中において※をつけた用語の説明を資料編の用語解説に掲載しています。

序 都市計画マスタープランについて

1 都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープランとは、都市計画法第 18 条の 2 に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として、主に土地利用や都市施設の整備に関する基本方針を示し、都市空間の将来ビジョンとその実現に向けた方向性を明らかにしていくものです。

2 策定の背景と目的

都市計画の広域的な基本方針としては、徳島県が定める「都市計画区域[※]の整備、開発及び保全の方針」（通称：都市計画区域マスタープラン）がありますが、近年の人口減少や少子高齢化の進行など、市町村をめぐる社会経済情勢は大きく変動しています。

これらの変化に対応したまちづくりを行うため、住民に最も近い立場にある市町村が、よりきめ細かなまちづくりを目指し、長期的な見通しを持って、都市計画の総合的かつ一体的な指針となる都市計画マスタープランを策定するものです。

（参考） 都市計画法 抜粋

（市町村の都市計画に関する基本的な方針）

第十八条の二 市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

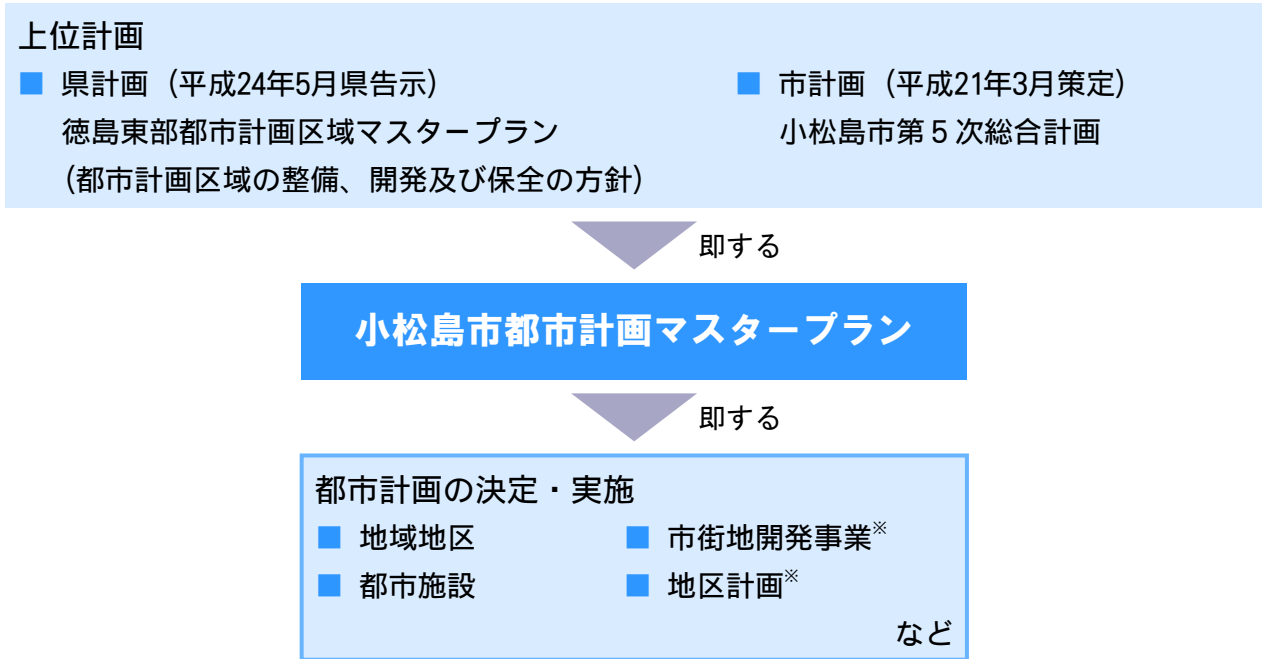
3 市町村は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。

4 市町村が定める都市計画は、基本方針に即したものでなければならない。

3 位置づけ

小松島市都市計画マスタープランは、徳島県が定める徳島東部都市計画区域マスタープラン及び小松島市第5次総合計画[※]等の上位計画に即して定めます。

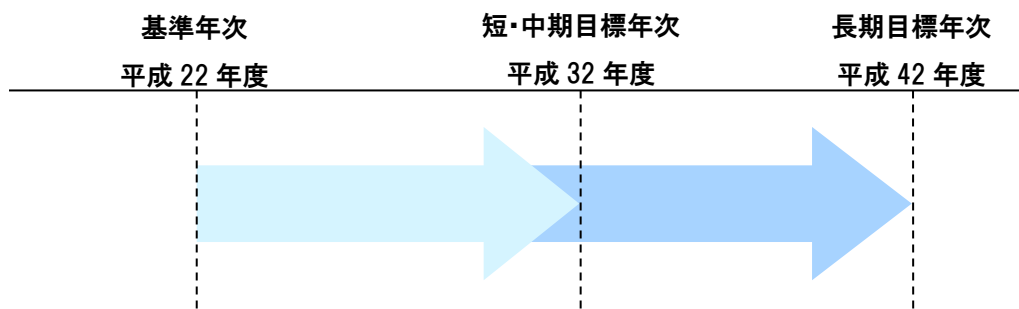
都市計画マスタープランは、都市施設の具体的な位置や個別の事業内容そのものを直接定めるものではありませんが、今後、市が定める都市計画はこのマスタープランに即して定めることとなります。



4 計画期間

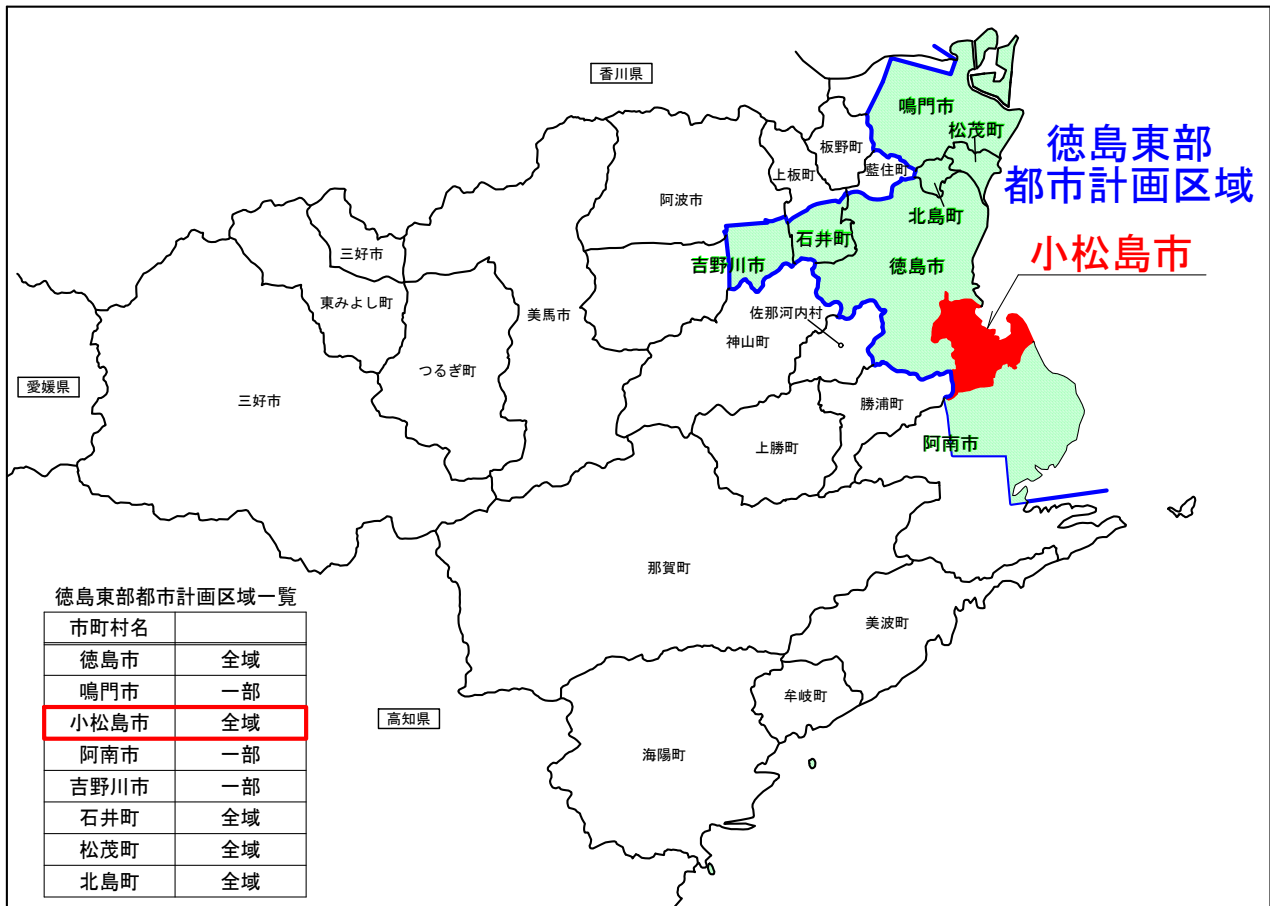
小松島市都市計画マスタープランは、平成22年度を基準として、概ね20年後の都市の将来像を展望し、平成42年度を長期目標年次とします。より具体的な整備については、概ね10年後の都市の将来像を展望し、平成32年度を短・中期目標年次とします。

ただし、上位計画の見直しや今後の社会経済情勢の変化などに適切に対応するため、必要に応じて見直しを行うものとします。



5 対象範囲

本市は、全域が徳島東部都市計画区域に含まれていることから、小松島市都市計画マスタープランの対象範囲は小松島市全域とします。



徳島東部都市計画区域

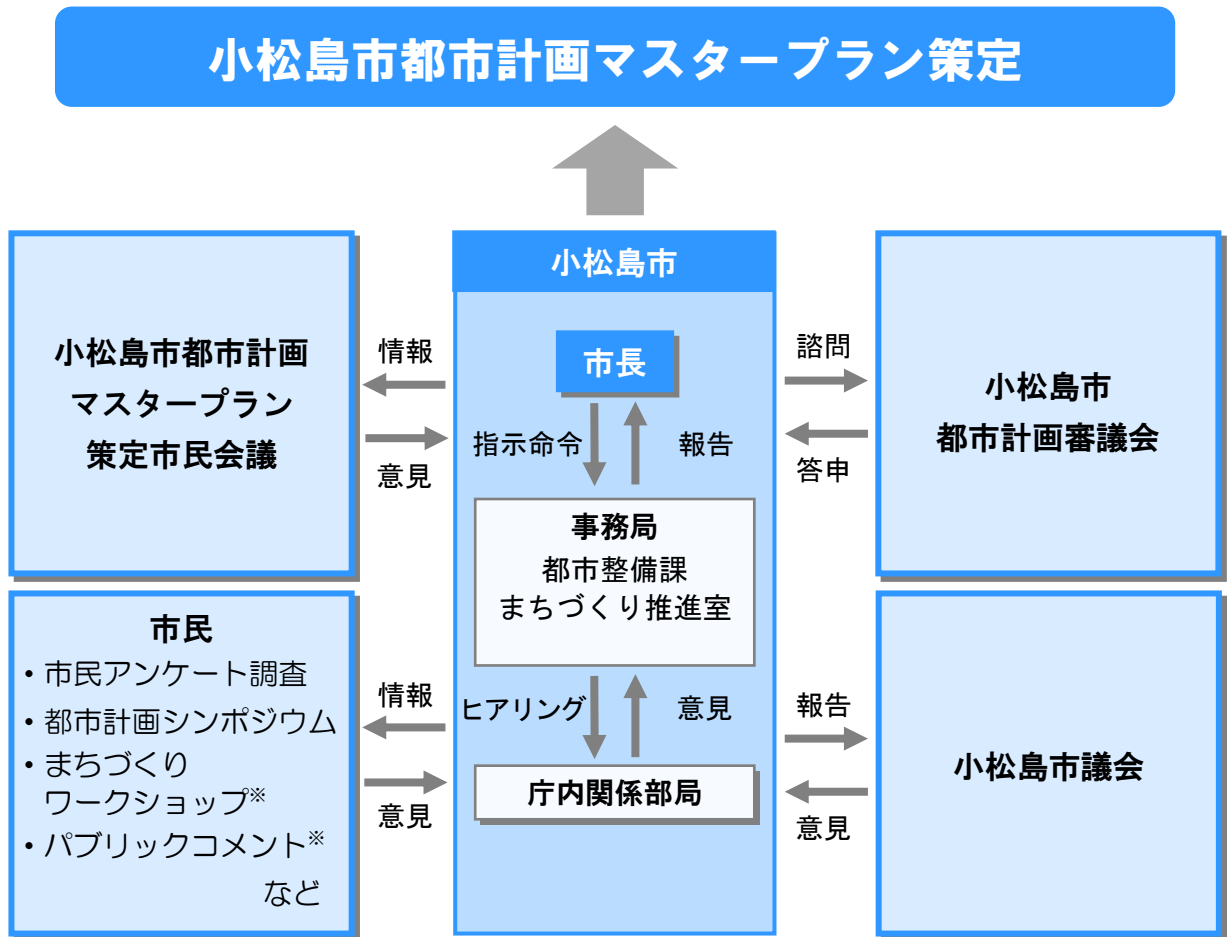
6 基本構成

小松島市都市計画マスタープランは、本計画の「基本理念・目標」、市全体の視点を持った「全体構想」と身近な地域の視点を持った「地域別構想」を基本に構成します。

- 序章 都市計画マスタープランについて
- 第1章 小松島市の現況と課題
- 第2章 都市づくりの基本理念と目標：本計画の基本理念と目標を示します。
- 第3章 全体構想：市全体の将来都市構造と基本方針を示します。
- 第4章 地域別構想：各地域のまちづくりの目標と方針を示します。
- 第5章 計画推進に向けて

7 策定体制

小松島市都市計画マスタープランは、様々な市民参加等による検討の場を設け、策定を行います。



○小松島市都市計画マスタープラン策定市民会議

小松島市都市計画マスタープランを策定するにあたり、検討段階において、様々なご意見をいただくため、学識者や市内関係団体の代表者、公募市民などで構成する市民会議を設置しています。

○小松島市都市計画審議会

小松島市都市計画審議会条例に基づき、都市計画に関する事項の調査審議等を行うため、学識経験者や市議会議員などで構成する審議会を設置しています。